

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
主要行等向けの総合的な監督指針		
▼Ⅲ-3-4		
1	<p>改正後、銀行分野における外部事業者による仲介行為等は、(ア)顧客のために行う代理・媒介行為(現行法令上、規制対象外)、(イ)電子決済等代行業務、(ウ)銀行代理業務、(エ)金融サービス仲介業務、の4パターンになると考えられるところ、現意見募集中の金融サービス仲介業者等に関する内閣府令等では、(ウ)(エ)の組み合わせのみ兼職を制限している。</p> <p>しかし、(ア)乃至(エ)は、利用者保護の枠組みに違いがある。また、手数料などを收受する主体の違いに起因して、兼営する場合は、顧客との関係においてどの仲介形態を優先するか、仲介業者に異なるインセンティブが生じ得る。これらに鑑みれば、適切な顧客保護、公正中立な金融サービスの提供、顧客の誤認防止の観点から、((ウ)(エ)の組み合わせに限らず)いずれの組み合わせの兼職も制限すべきである。</p> <p>例えば、預金の受け入れについて、顧客のために媒介する行為(規制対象外)と銀行のために媒介する行為(金融サービス仲介業)を兼営する場合や、為替取引について、電子決済等代行業として伝達する行為と金融サービス仲介業として</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>法令上許容されている兼職について制限を課すことになるご指摘のような記載項目を監督指針に記載することは困難と考えます。</p> <p>また、電子決済等代行業者、銀行代理業者、金融サービス仲介業者に対しては、それぞれ顧客保護等の観点から必要な態勢整備を求めています。</p>

	<p>媒介する行為を兼営する場合、顧客はその差異を区別することは困難であり、トラブル発生時には顧客に不測の事態が発生しかねない。</p> <p>仮に兼職制限を課さない場合であっても、少なくとも、被媒介側である金融機関については、このような誤認が生じるおそれがある場合については当該金融サービス仲介業者との契約締結を禁止するか、誤認防止のための適切な措置を指導するよう、主要行等向けの総合的な監督指針に定めるべきである。兼営を制限しないというのであれば、金融庁はこの誤認防止リスクについてどのように対処するのか、考えを明らかにされたい。</p>	
▼Ⅷ-3-2-1-1(3)		
2	<p>今回、銀行取引の媒介該当性について「勧誘行為をせず、単に顧客を金融機関に紹介する業務」は媒介に当たらない旨を示しているが、これは金融庁における従来からの解釈を改めて示したものなのか、それとも今回の改正に伴って新たに媒介に該当しないものと分類したものなのか、ご教示いただきたい。</p> <p>また、保険や証券の分野においても参考とすることができる考え方なのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>当該記載は、銀行代理業の許可の可否に係る「媒介」の該当性に関して、当庁における従来の考え方を改めるものではございません。</p> <p>保険や証券の分野における「媒介」の該当性については、保険業法や金融商品取引法の規制趣旨を踏まえ、保険会社向けの総合的な監督指針及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を参照して判断することになります。</p>
3	<p>令和3年2月22日付でパブリックコメントに付されている「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針(案)」の「V-2-1-1-1 登録の可否」「(3)登録が不要である場合」「②」には、「銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>もっとも、具体的なその行為が「媒介」に該当するか否かについては、一連の行為を総合的にみて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される必要があると考えます。</p>

	にホームページ上に転載することは差し支えない」との記載がある。銀行代理業についても、「銀行から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えない」という理解でよいか。	
4	<p>Ⅷ-3-2-1-1(3)②ニc</p> <p>「金融機関のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は当該金融機関と顧客との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと」における後段の「当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと」については、契約締結にあたって広告料等を含む報酬一切を受け取らない業者という理解で良いか。</p>	<p>ご指摘の「当該契約締結に当たり当該業者は関与を持たないこと」に当たるかについては、金融機関と顧客との間における契約締結に至るまでの一連のプロセスの中での具体的な関与実態に鑑み、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される必要があると考えますが、契約締結にあたって広告料等を含む報酬を受け取らないことのみをもって「当該契約締結に当たり当該業者は関与を持たないこと」に該当するとは言えないと考えます。</p>
5	<p>Ⅷ-3-2-1-1(3)②ニc</p> <p>例えば、(1)独自のランキングにおいて金融機関のサイトのリンクを設定する行為や、(2)アフィリエイト広告に見られるアフィリエイトの行為などのように、金融機関からの情報に関する独自の見解を表明し、顧客を当該情報に誘引する行為は、銀行代理業に該当する場合がありますという理解で良いか。</p>	<p>ご指摘の(1)(2)の具体的な内容が不明であり、これらが「銀行代理業」に該当するかは回答することが困難です。</p> <p>一般論として、具体的な行為が銀行代理業に該当するか否かについては、一連の行為を総合的にみて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される必要があると考えます。</p>
<b>▼その他</b>		
6	<p>金融サービス仲介業は、所属制をとらず、自ら利用者保護の態勢整備を図り、かつ責任を負うこととされている。これとの関係で、主要行等向けの総合的な監督指針でも、電子決済等代</p>	<p>金融機関の監督責任や損害賠償責任の有無は、個別事例ごとに実態に即して司法上の判断がなされるものであり、一概に回答することは困難です。</p>

	<p>事業者のような契約締結義務や利用者保護に関する取り決めの締結義務が定められていないと理解。これを踏まえれば、金融機関は、金融サービス仲介業者への監督義務や金融サービス仲介業者が第三者に与えた損害につき損害賠償を制度上一切負わないとの理解で良いか。</p>	
7	<p>金融サービス仲介業は、所属制をとらず、自ら利用者保護の態勢整備を図り、かつ責任を負うこととされているが、金融庁は、本当にこのようなことが成り立つと考えているのか。例えば、昨今、不正送金が相次ぐ資金移動業者では、金融機関と資金移動業者の連携がとられていなかったことが、システム上の脆弱性について攻撃を受ける原因となった。また、利用者保護との関係では、誰が苦情対応や補償を担うのか曖昧となり、たらいまわしが発生した。金融機関と資金移動業者は、本件と同じく、所属制をとらず、お互いに独立の事業者という建付けだったが、現実には制度上の不備を露呈することになった。このような経験を踏まえれば、金融機関は、金融サービス仲介業に対して指導責任を負うし、顧客に対して連帯した対応が求められるのは当然であり、そのように制度上措置すべきである。金融庁は、昨今の事例を踏まえても、このような積極的な規制が不要である理由を明らかにされたい。</p> <p>意見募集案は、十分な利用者保護について失当があると考えられるので受け入れがたく、資金移動業者を介した不正送金事案を踏まえ、セキュリティ対策や利用者保護について、規定を</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>金融サービス仲介業については、イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供するのに適した制度として所属制を取らないこととしたものです。</p> <p>また、金融機関が金融サービス仲介業者に業務を委託する場合、金融機関には、顧客保護の観点から外部委託先を管理するための一定の態勢整備を求めています。</p>

	抜本的に改めるべきである。	
<b>保険会社向けの総合的な監督指針</b>		
<b>▼Ⅱ-4-2-2</b>		
1	<p><b>Ⅱ-4-2-2(2)⑨エ</b></p> <p>情報提供義務を負う者が複数いる場合において、当事者間で役割分担を事前に取り決めることは重要ではあるものの、一般的には、顧客と直接の接点を持つ保険募集人や保険仲立人、金融サービス仲介業者が主たる情報提供の担い手として期待されているという理解で良いか。</p>	<p>保険契約の締結又は団体保険に係る保険契約への加入に係る一連のプロセスにおいて保険契約者及び被保険者に対する情報の提供を行う主体や方法については、保険業法施行規則第227条の2及び保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑨エの趣旨を踏まえた上で、必要な情報が適切に提供されるよう当該プロセスに関与する当事者の間で適切に定められるべきものと考えます。</p>
2	<p><b>Ⅱ-4-2-2(8)③ア</b></p> <p>生命保険会社が行う「指導及び管理等」に関して、生命保険会社から委託を受けて保険募集を行う保険募集人や保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者に対する「指導及び管理等」と、生命保険会社から委託を受けずに保険募集を行う保険仲立人や保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者に対する「指導及び管理等」を比べると、一般的には前者の「指導及び管理等」の方がより高い程度・水準が求められるという理解で良いか。</p> <p>また、保険募集人や保険仲立人、金融サービス仲介業者は、自らも体制整備を行う義務を負っているが、生命保険会社から委託を受けずに保険募集を行う保険仲立人や保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者については、自らより高次の体制整備</p>	<p>生命保険会社が講じるべき指導及び管理等の措置の具体的内容に関しては、生命保険会社の委託に基づき保険募集を行う保険募集人につき講じるべき措置と保険仲立人や金融サービス仲介業者につき講じるべき措置との間で、保険業法第283条に定める賠償責任の有無の違いに応じた相違は生じ得るものの、どのような措置を講じるべきかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断することになるため、程度や水準の高低を一概に回答することは困難です。</p> <p>保険募集人、保険仲立人及び金融サービス仲介業者の体制整備については、生命保険会社からの委託の有無にかかわらず、業務の規模・特性に応じて業務を適切に行うための体制の整備が必要であり、保険仲立人や生命保険会社からの委託を受けない金融サービス仲介業者がより高次の体制整備を求められる</p>

	備を行うことが求められるという理解で良いか。	かを一概に回答することは困難です。
<b>▼Ⅱ-4-3、Ⅱ-4-5</b>		
3	金融サービス仲介業者が追記されている。金融サービス仲介業者は、金融機関への所属制がなく、金融サービスの提供に関する法律により自立した体制整備が求められているが、所属制のある保険代理店への対応と同等のものを求める趣旨ではなく、外部委託先の例示の一つとして追記されたものであり一般的な委託先管理が求められると理解して良いか。	貴見のとおりです。
<b>▼Ⅴ-4-1</b>		
4	<b>Ⅴ-4-1(2)</b> ①から④に挙げられているような事例が生じないように、監督当局においては十全なモニタリングをお願いしたい。	貴重なご意見ありがとうございます。
5	<b>Ⅴ-4-1(3)</b> 保険募集人と金融サービス仲介業者との間の店舗共用に係る留意点は存在しないが、そのような店舗共用についても、金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針に照らして制約を受けると理解して良いか、確認したい。	貴見のとおりです。
6	<b>Ⅴ-4-1(3)</b> 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針（案）は、保険媒介業者が保険仲立人と店舗を共用することについて顧客からの委託を受けた場合を除き許容しているように理解できるが、今回の保険会社向けの総合的な監督指針（案）は、保険	金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針及び保険会社向けの総合的な監督指針における当該記載は、金融サービス仲介業者や保険仲立人の顧客に対する誠実義務等の規制の趣旨を踏まえ、顧客側の立場にある「顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者」と「保険仲立人」に関して、

	会社からの委託を受けた場合であっても店舗共用は許容されないように理解でき、いずれの理解が正しいか、確認したい。	それぞれ店舗共用が適切ではないと考えられる場合を記載するものであり、保険会社から委託を受けた保険媒介業者の保険仲立人との店舗共用については、保険会社向けの総合的な監督指針V-4-1(3)に記載のとおり原則禁止されます。
<b>▼その他</b>		
7	保険代理店への委託時における適格性審査に係る留意点が存在する一方で、金融サービス仲介業者への委託時における適格性審査に係る留意点は存在しないなど、保険募集人・保険代理店関連の留意点と同様の留意点が金融サービス仲介業者関連では存在しないものもあるが、これは金融サービス仲介業者に関しても同様の対応が必要と理解して良いか、確認したい。	必ずしも保険募集人・保険代理店と同等の対応が求められるものではありませんが、金融サービス仲介業者との関係性に応じて、保険募集人・保険代理店関連の留意点に準じた対応が求められるものと考えます。
<b>少額短期保険業者向けの監督指針</b>		
1	保険会社向けの総合的な監督指針V-4-1(2)①から④と同様の規定が少額短期保険業者向けの監督指針において設けられていないのはなぜか。	少額短期保険業者向けの監督指針は、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊と位置付けられており、同指針に記載がない項目は、保険会社向けの総合的な監督指針の項目を参照することになります（少額短期保険業者向けの監督指針I-2(2)）。 ご指摘の記載項目は、保険仲立人と他の募集人等（少額短期保険業者を含む）との関係に係る監督上の着眼点として保険会社向けの総合的な監督指針に記載しており、保険仲立人と少額短期保険業者との関係については当該記載項目を参照することとなります。